

## 提 案 理 由

報告第1号 専決第1号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
議案第8号	平成28年度養父市一般会計予算
議案第9号	平成28年度養父市国民健康保険特別会計予算
議案第10号	平成28年度養父市養父歯科診療所特別会計予算
議案第11号	平成28年度養父市後期高齢者医療特別会計予算
議案第12号	平成28年度養父市介護保険特別会計予算
議案第13号	平成28年度養父市簡易水道事業特別会計予算
議案第14号	平成28年度養父市下水道事業特別会計予算
議案第15号	平成28年度養父市水道事業会計予算
理 由	上記8議案は、平成28年度の予算を定めるため、議会の議決を求めるものである。
議案第16号	養父市行政不服審査法の施行に関する条例の制定について
理 由	平成26年6月に行政不服審査法（平成26年法律第68号）が公布され、公平性や利便性の向上等の観点から抜本的な見直しが行われたため、同法の規定に基づき、条例の制定を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第17号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
理 由	平成26年6月に行政不服審査法が公布されたことに伴い、関係条例について、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第18号	養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

理由	平成26年6月に行政不服審査法が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第19号	養父市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
理由	新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応し、効率的かつ機能的な組織体制とするため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第20号	養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
理由	地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正及び学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第21号	養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	地方公務員災害補償施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第15号）が、平成28年4月1日から施行されるため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第22号	養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	平成25年の成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号）の施行により、不在者投票の公正な実施確保の努力義務規定が設けられ、市が実施する選挙においても外部立会人の経費が必要となるため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第23号	養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
理由	ごみ収集運搬業務を平成28年4月1日から南但広域行政事務組合に移管するが、その業務に派遣する職員に現状の清掃員手当等が支給できるよう所要の改正を行うものである。なお、

	施行日は平成28年4月1日からである。
議案第24号	養父市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
理由	公営企業としての実態がなくなった氷ノ山国際スキー場事業について、平成27年度をもって廃止し、一般会計へ編入するため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第25号	養父市税条例の一部を改正する条例の制定について
理由	地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日にそれぞれ施行され、いずれも原則として平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。なお、施行日は公布の日からなどである。
議案第26号	養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例及び養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	昼間の火災等に対応するため、市消防団に機能別消防団員制度を導入しようとするため、関係条例について所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第27号	養父市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
理由	平成26年6月に公布された不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する法律（平成26年法律第71号）により、消費者安全法（平成21年法律第50号）が改正されたことに伴い、消費生活センターを設置する地方公共団体は組織及び運営等に関する事項について条例で定めることとなったため、制定するものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第28号	養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について
理由	福祉医療費制度以外の公費における受診後の自己負担額も軽減できるよう、所要の改正を行うものである。なお、施行日

	は平成28年7月1日からである。
議案第29号	養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
理由	平成29年4月1日からするとしていた生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業について、事業開始を1年前倒して実施するため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第30号	養父市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
理由	介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成28年4月1日から定員が18人以下の通所介護サービスが県指定から市の指定する地域密着型サービスに移行するため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第31号	養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例の制定について
理由	公営企業としての実態がなくなっているため、一般会計への編入を予定していることから、新たに条例を制定するものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第32号	養父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	南但広域行政事務組合の規約改正に伴い、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第33号	養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
理由	市営住宅の入居条件を緩和し、利用向上を図るため、また、寡婦及び寡夫に係る控除を見直すため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第34号	養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
理由	特定公共賃貸住宅の入居について、条件緩和するなど所要の

	改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第35号	養父市下水道条例及び養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
理由	下水道事業効率化計画に基づき、米地浄化センターの処理区域をコミュニティプラント施設から公共下水道に編入するため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第36号	養父市若者未来応援奨学金条例の制定について
理由	修学意欲のある若者の未来を応援するため、奨学金を貸与し、養父市の将来を担う有用な人材の育成と養父市への定住を促進することを目的とした条例を制定するものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第37号	養父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
理由	幼保連携型認定こども園の設置に伴い、高柳幼稚園及び宿南幼稚園を廃止するため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第38号	養父市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
理由	幼保連携型認定こども園の設置に伴い、宿南保育所を廃止するため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第39号	養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
理由	学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備が行われるため、所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである。
議案第40号	養父市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について

理由	宿南こども園を新たに追加するとともに、幼児センターの名称変更を行うため所要の改正を行うものである。なお、施行日は平成28年4月1日からである
議案第41号	養父市コミュニティセンター等の指定管理者の指定について
理由	コミュニティセンター、区集会施設等65施設についての指定管理期間が平成28年3月31日をもって満了となることから、引き続き行政区に指定管理者を指定するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第42号	財産の譲渡について
理由	宅地分譲予定地を譲渡しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第43号	市道路線の廃止について
議案第44号	市道路線の廃止について
議案第45号	市道路線の廃止について
議案第46号	市道路線の廃止について
議案第47号	市道路線の廃止について
理由	上記5路線について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、路線を廃止するため、同法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第48号	市道路線の認定について
議案第49号	市道路線の認定について
議案第50号	市道路線の認定について
議案第51号	市道路線の認定について
理由	上記4路線について、道路法第8条第1項の規定により、新たに市道として認定するため、同法第8条第2項の規定によ

	り、議会の議決を求めるものである。
議案第52号	但馬行政不服審査会設置に関する規約の制定について
理由	行政不服審査法の改正に伴い、設置が義務づけられた行政不服審査会を但馬の各市町等で共同設置するため、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第53号	養父市過疎地域自立促進計画を定めることについて
理由	平成28年度から平成32年度までの養父市過疎地域自立促進計画を定めるため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第54号	熊次辺地総合整備計画を定めることについて
理由	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
理由	上記の4件は、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。